

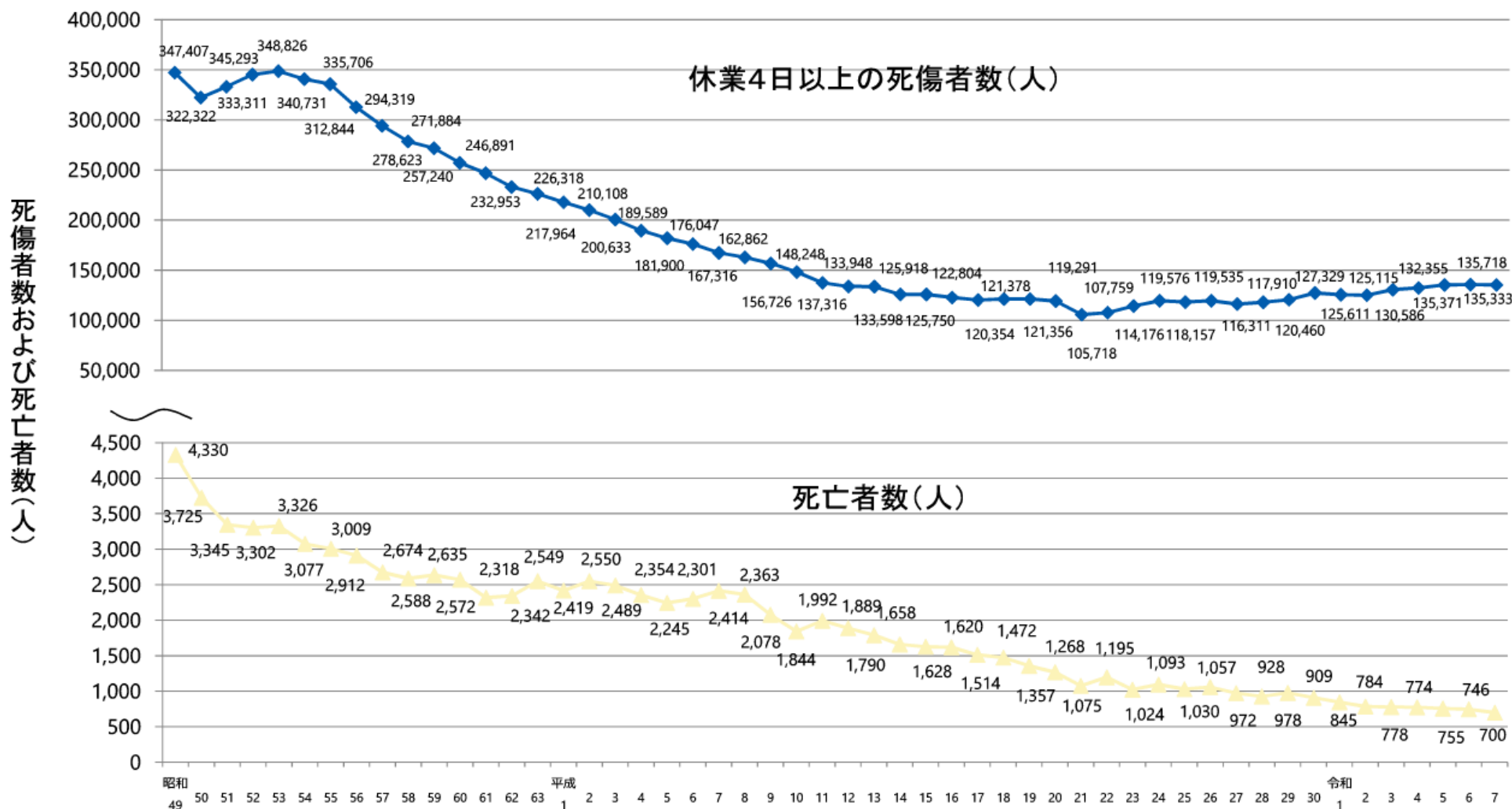
高年齢労働者の労災防止対策について

香川労働局 高松労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

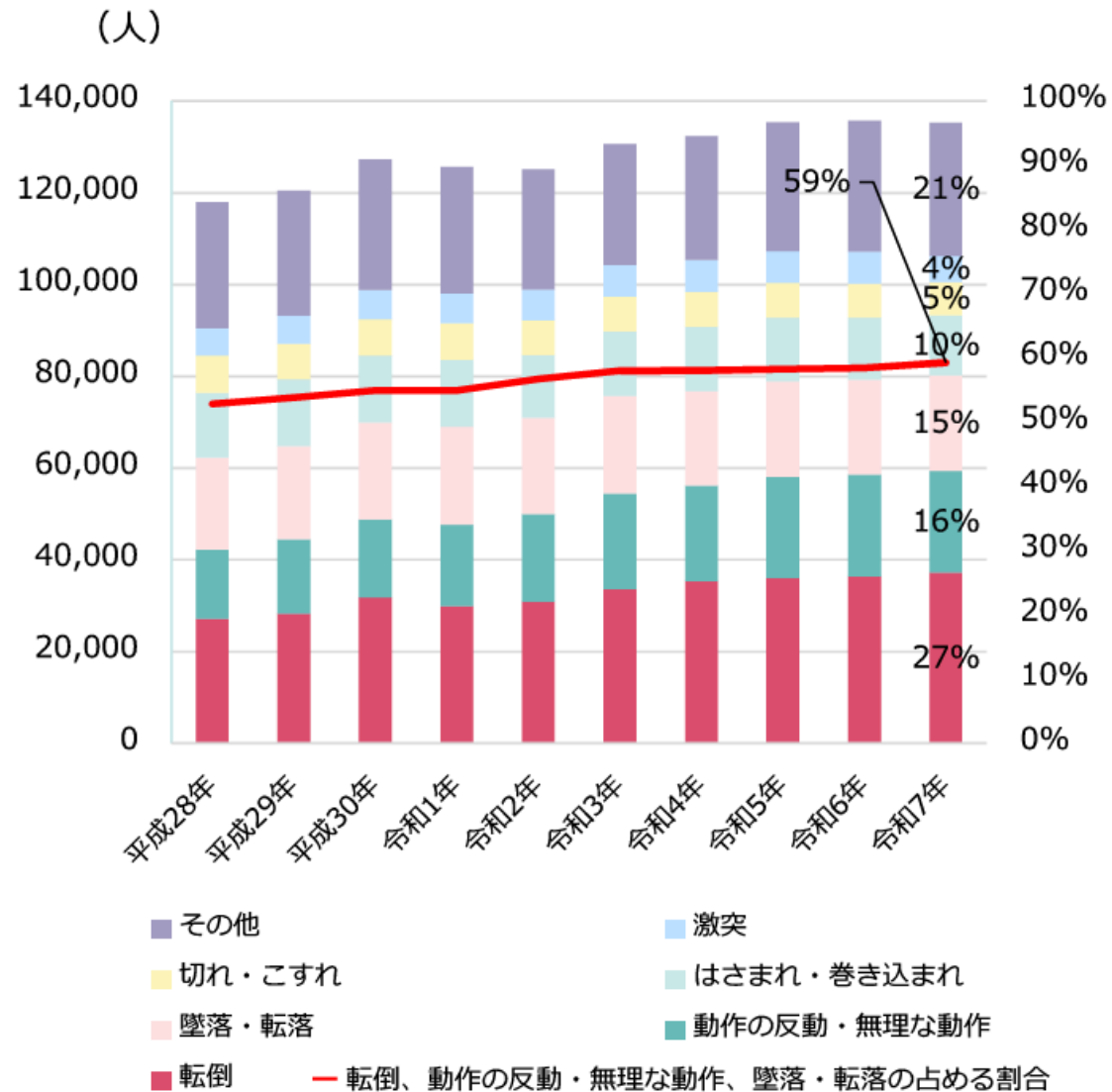
統計資料

全国の労働災害発生状況 ※新型コロナウイルス感染症除く



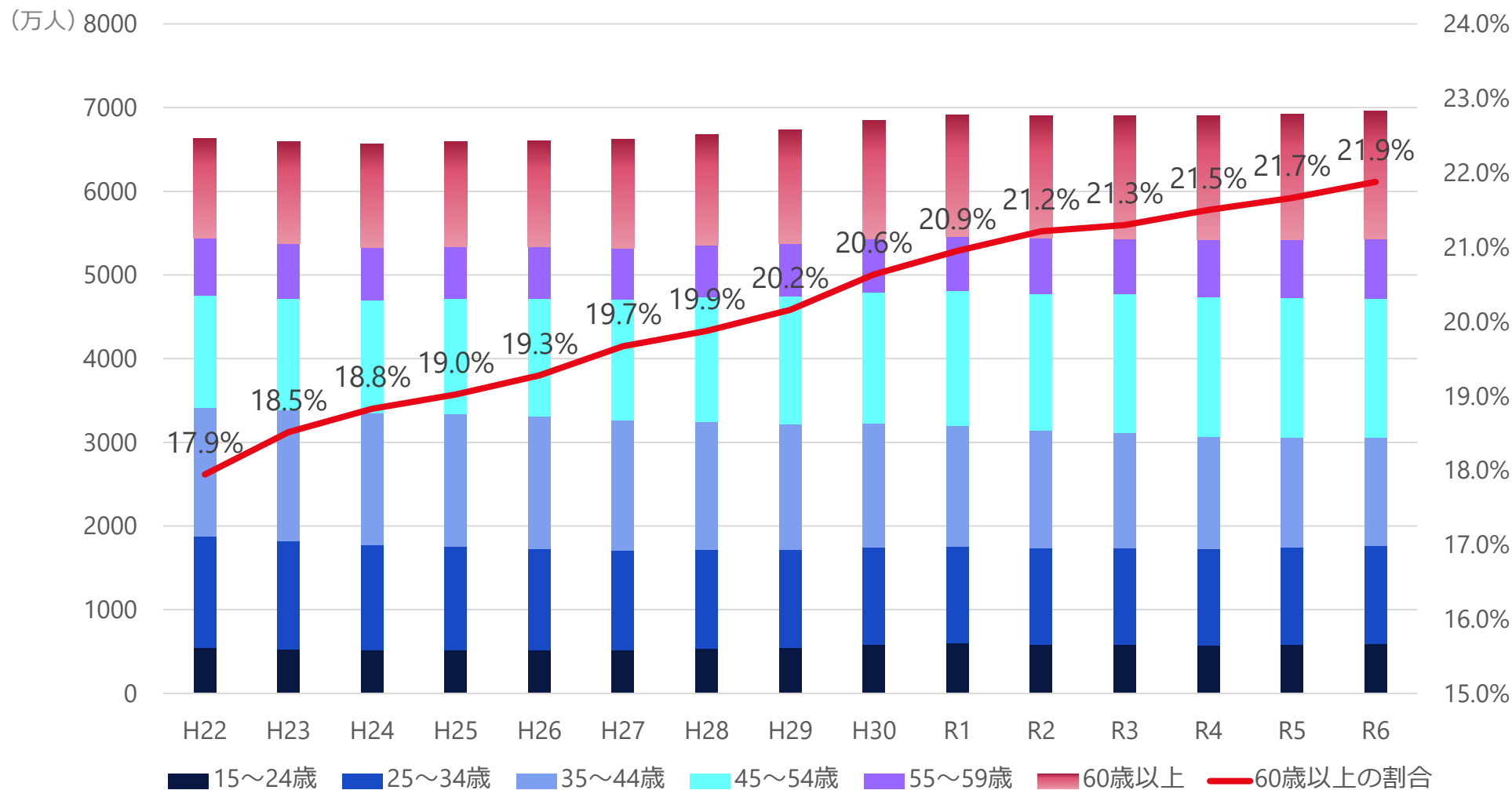
Ⅰ 統計資料

全国の労働災害発生状況 ※新型コロナウイルス感染症除く



Ⅰ 統計資料

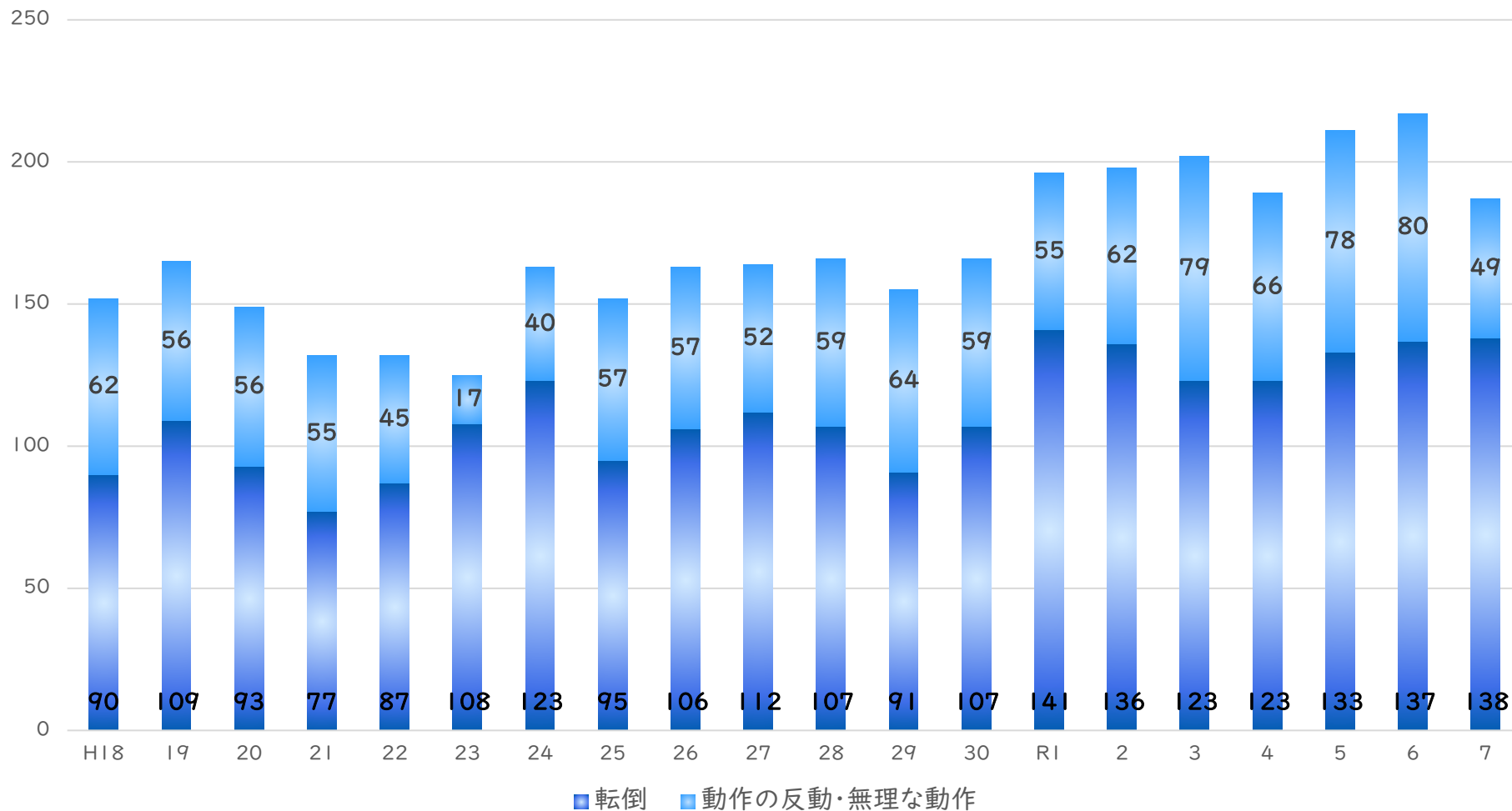
労働力人口の推移



資料：総務省「労働力調査」

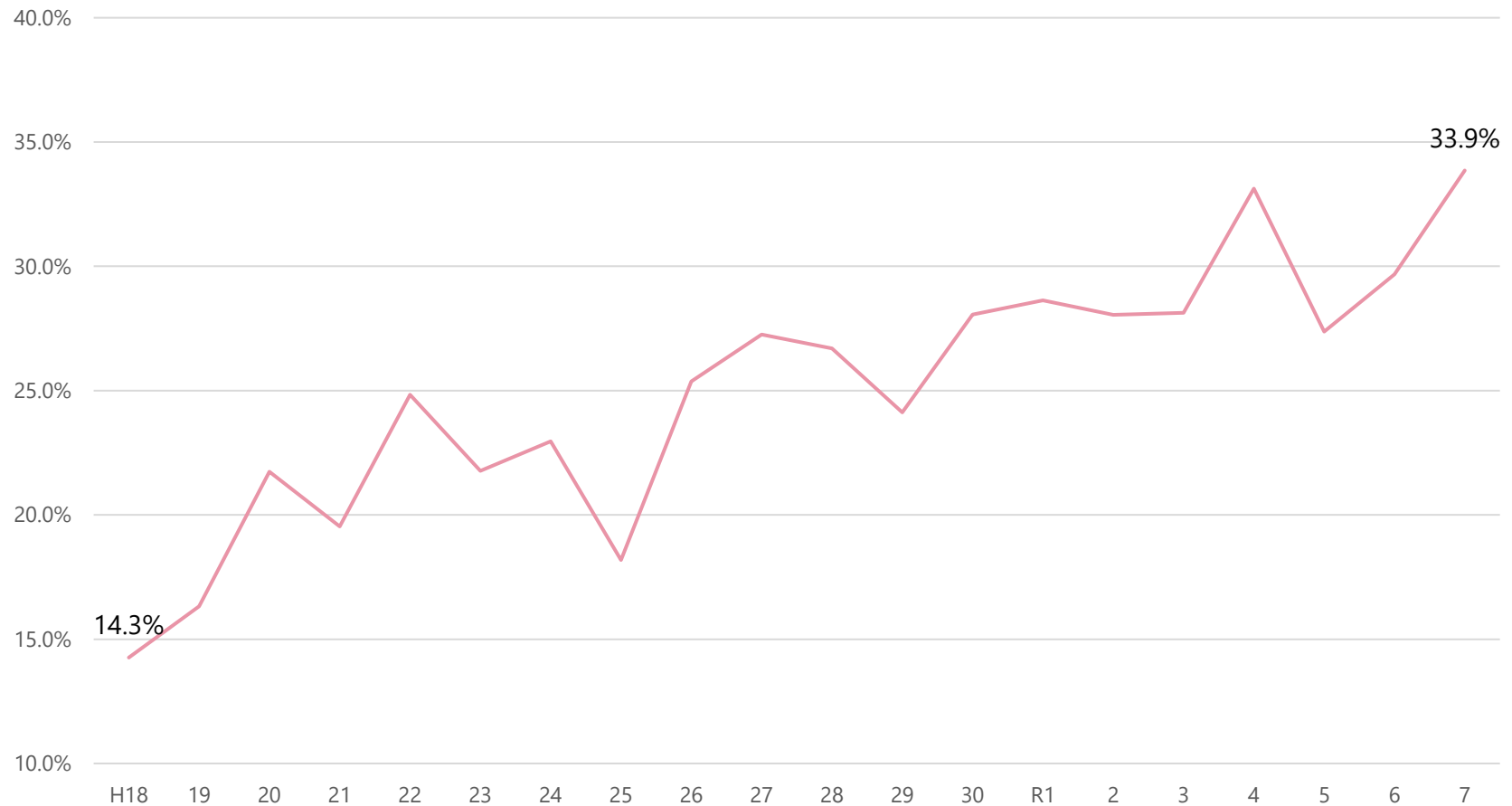
Ⅰ 統計資料

高松労働基準監督署管内の行動災害発生状況 ※新型コロナウイルス感染症除く



Ⅰ 統計資料

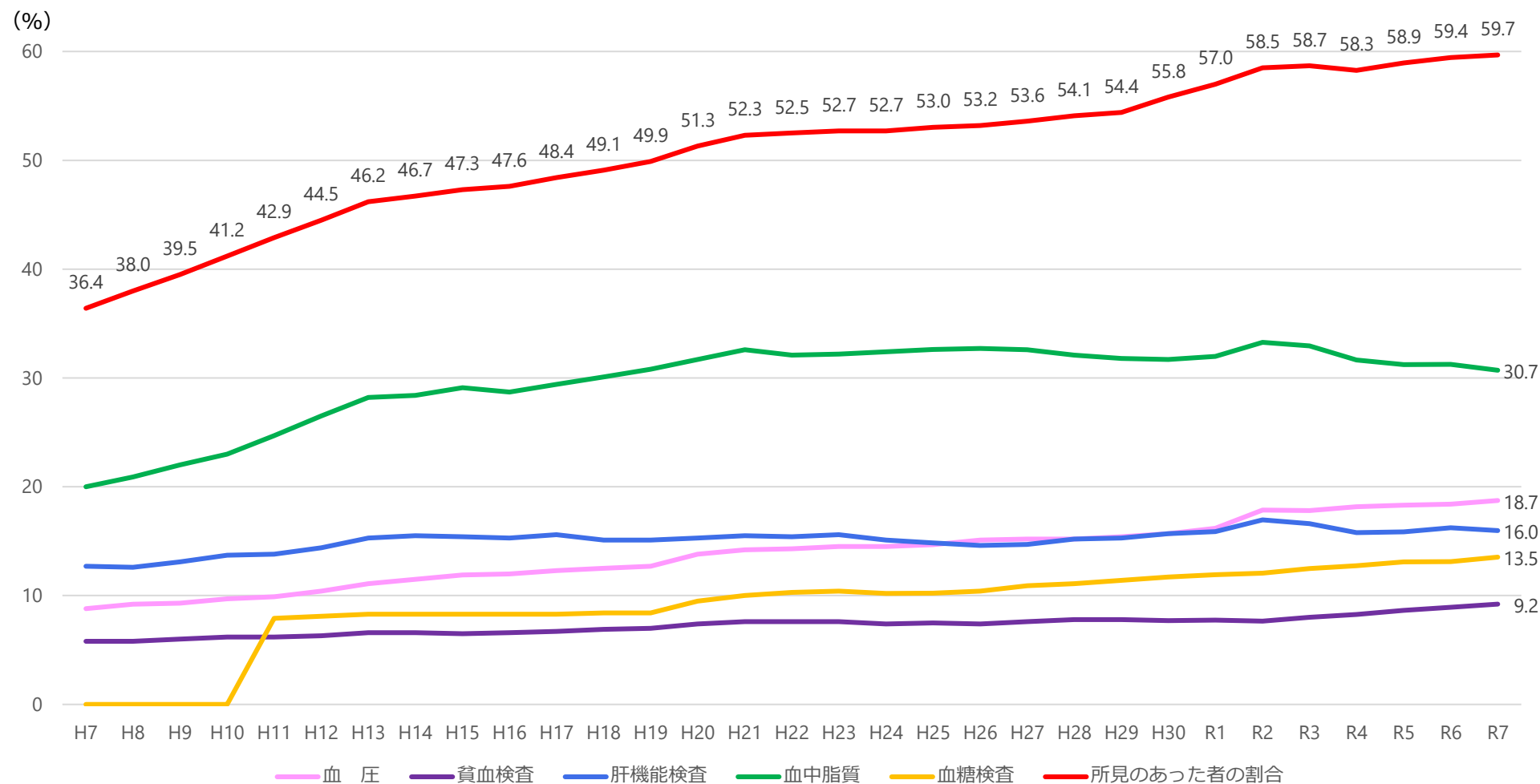
高松労働基準監督署管内の死傷災害全体に占める60歳以上割合



資料：労働者死傷病報告

Ⅰ 統計資料

定期健康診断の有所見率の推移



2 対策

エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

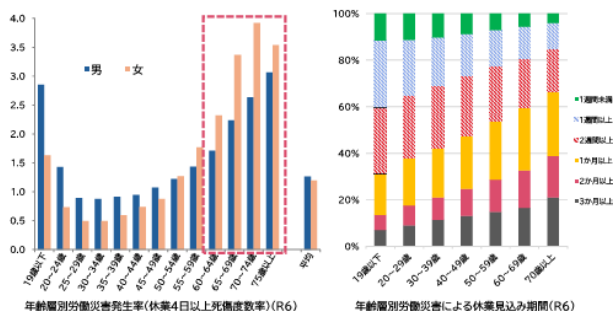
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者等の労働災害防止のための指針」(エジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加すること
高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組み

指針の主なポイントは次頁をこ



都道府県労働局・労働基準監督署



令和8年度（）

10/31 締め切り

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#)→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日（月）

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）
以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階
A.労働安全衛生に係る専門家による
リスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクア
セスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：4/5
上限額：100万円
(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。ご注意ください。



第2段階
B. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（対象の高齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）

補助率：1/2
上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む。）
（消費税を除く）

第2段階
C. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限りません。）

補助率：1/2
上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）
（消費税を除く）

Ⅱ 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額10

【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入

Ⅲ コラボヘルスコース

【補助率：3／4 上限額 3】

【補助対象】
 コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働党



2 対策

労働者の健康の保持増進を図るための取り組み

労働者の健康の保持増進を 図るための取り組み

- a 労働者の健康保持増進のための体制の確立や計画の策定
- b 適切な健康教育の実施
- c がん検診、女性の健康課題の対応、口腔の健康の保持増進、眼科検診等の実施の推進等の健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

職場における心とからだの 健康づくりのための手引き

～事業場における労働者の
健康保持増進のための指針～

2021年3月



TOTAL HEALTH PROMOTION



2 対策

治療と就業の両立支援対策

治療と就業の両立支援対策

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーター基礎研修の受講
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

全ての事業主の方へ

令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



イメージキャラクター
ちりようさ

病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。
今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業意欲やモチベーションの向上、向上といった企業の成長につな



厚生労働省 都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

2 対策

職場におけるメンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策

令和10年、全事業場で
ストレスチェックが
義務化されます！

労働者数50人未満の事業者も

**ストレスチェック
が義務になります！**

令和10年
4月1日
スタート

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。ストレスチェックを実施し、本人のストレスを把握するとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を適宜実施し、改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図ります。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

